

○福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例施行規則

平成三十年三月三十日福井県規則第二十四号

福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例施行規則を公布する。

福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例（平成二十六年福井県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の特例)

第二条 条例第六条第四項の規則で定める幼保連携型認定こども園は、条例第十六条、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第一号。以下「基準省令」という。）第十三条第一項および同項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第三十二条の二（後段を除く。第四条において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園とする。

(園舎の要件)

第三条 条例第八条第三項ただし書の規則で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 保育室等を二階に設ける場合 次のイからハマまでに掲げる幼保連携型認定こども園の区分に応じ、当該イからハマまでに定める要件に該当するものであること。

イ ロおよびハに掲げる幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園 園舎が基準省令第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準省令第三十二条第八号イ、ロおよびヘに掲げる要件に該当するものであること。

ロ 条例附則第五項の幼保連携型認定こども園 園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるものであること。

ハ 条例附則第六項の幼保連携型認定こども園 園舎が児童福祉施設基準省令第三十二条第八号イ、ロおよびヘに掲げる要件に該当するものであること。

二 保育室等を三階以上の階に設ける場合 園舎が基準省令第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準省令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

(食事の提供の方法)

第四条 条例第九条第三項の規則で定める方法は、基準省令第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準省令第三十二条の二に規定する方法とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。